

建築物省エネルギーの法律が変わりました。

- ・このパンフレットでは、平成29年4月1日改正施行前の『エネルギーの使用の合理化等に関する法律』を「旧省エネ法」、『建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律』を「建築物省エネ法」と表記しています。
- ・単に「法」、「令」と表記している場合は、それぞれ建築物省エネ法、同施行令を指します。
- ・施行令の条番号は、改正施行(平成29年4月1日)後の条番号です。

1. 平成29年4月1日から建築物省エネルギーの法律が変わりました。(旧省エネ法の届出から建築物省エネ法の適合義務又は届出に変わりました。)

- ・非住宅部分の床面積が2,000㎡以上となる建築物の新築・増改築は、省エネ基準への適合が義務化され、所管行政庁又は登録省エネ判定機関による省エネ基準適合性判定が必要となりました。
- ・適合義務対象となる建築物は、非住宅部分の省エネ性能確保計画が基準に適合しない場合、工事に着手することができません。(建築確認申請の確認済証が交付されません。)
- ・床面積300㎡以上の新築及び増改築部分の床面積が300㎡以上の増改築は、適合性判定が必要なものを除き、届出が必要となりました。(届出対象が拡大されました。)
- ・屋根等の修繕・模様替、空調調設備等の改修を行う場合の届出は、不要となりました。
- ・定期報告制度は廃止されました。

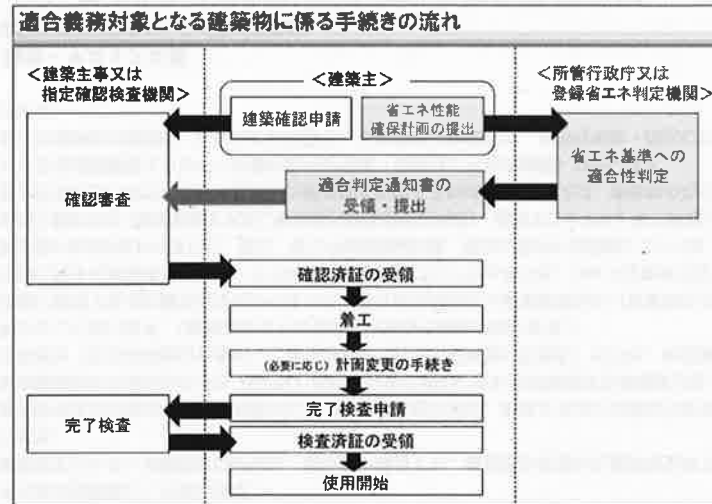
旧省エネ法と建築物省エネ法の比較概要(新築に係る措置)

		旧省エネ法 エネルギーの使用の合理化等に関する法律	建築物省エネ法 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
大規模建築物 (2,000㎡以上)	非住宅	第一種特定建築物 届出義務 【著しく不十分な場合、指示・命令等】	特定建築物 適合義務 【建築確認手続きに連動】
	住宅	届出義務 【著しく不十分な場合、指示・命令等】	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】
中規模建築物 (300㎡以上 2,000㎡未満)	非住宅	第二種特定建築物 届出義務 【著しく不十分な場合、勧告】	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】
	住宅	届出義務 【著しく不十分な場合、勧告】	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】
小規模建築物 (300㎡未満)	住宅事業建築物主 (住宅トップランナー)	努力義務 【必要と認める場合、勧告・命令等】	努力義務 【必要と認める場合、勧告・命令等】
	その他	努力義務	努力義務

※旧省エネ法に基づく屋根等の修繕・模様替、空調調設備等の改修の届出、定期報告制度については、平成29年3月31日をもって廃止。

2. 省エネ基準適合義務規定は建築基準関係規定とみなされます。

- ・適合義務対象となる場合、適合判定通知書の提出がないと、確認済証は交付されません。
- ・省エネ性能確保計画を変更しようとするときは、全ての変更が軽微な変更の場合を除き、事前に計画変更の適合性判定を受ける必要があります。(軽微な変更のみの場合は、完了検査申請書に『軽微な変更説明書』の添付が必要です。建築主の申請に応じ所管行政庁又は登録省エネ判定機関が交付する『軽微な変更該当証明書』の添付を要する場合があります。)
- ・省エネ基準への適合状況(施工状況)についても、完了検査の対象となります。



3. 増改築を行う場合は、建築物が新築された時期により、適用される基準が異なります。

- ・法施行(平成28年4月1日)の既現に存する建築物の増改築を行う場合は、基準が緩和されます。

建築物省エネ法に基づく基準の水準について

一次エネルギー基準(BEI)は、設計一次エネルギー消費量が表中の数値以下になることが求められる。
*その他一次エネルギー消費量(家電・OA機器等)を除く

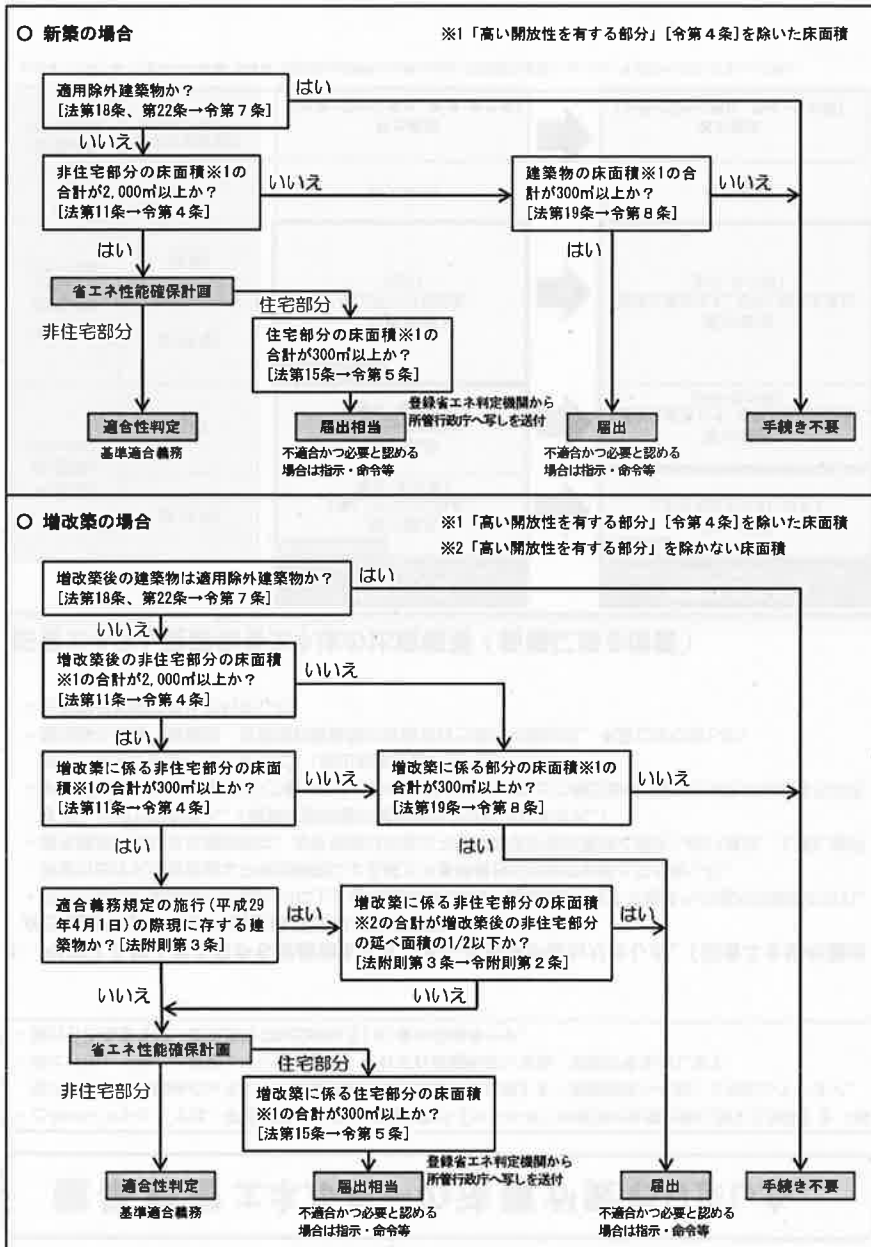
		エネルギー消費性能基準 (適用範囲、届出、省エネ基準適合認定義務)		誘導基準 (性能向上計画(計画・報告・評価))	住宅事業建築物主 基準(※3)
		建築物省エネ法施行(2016.4.1)後に新築された建築物	建築物省エネ法施行(2016.4.1)後に新築された建築物	建築物省エネ法施行(2016.4.1)後に新築された建築物	上段・H25年度～下段・H28年度～
非住宅	一次エネルギー基準(BEI)	1.0	1.1	0.8	1.0
	外皮基準(PAL*)	—	—	1.0	—
住宅	一次エネルギー基準(BEI)※1	1.0	1.1	0.9	1.0
	外皮基準・住宅外皮基準(U ₀ 等)※2	1.0	—	1.0	—

※1 住宅の一次エネルギー基準については、住居全体(全住戸+共用部分の合計)が表中の数値以下になることを求める。

※2 外皮基準については、H25基準と同等の水準。

※3 住宅事業建築物主基準は平成28年度中の公布(平成29年4月1日施行)

建築物省エネ法 適合性判定・届出要否 フローチャート



4. 施行日前後の省エネ基準適合義務の適用関係

適合義務対象	① 確認申請が平成29年4月1日以降 3/31 4/1 4/21 4/22				適合義務（法附則第2条第1項） ※③の場合を除く
	確認申請 ● →				
対象外 旧省エネ法で対応	② 確認申請が平成29年3月31日以前の場合 3/31 4/1 4/21 4/22				適合義務対象外（法附則第2条第1項） ※4月22日以降に着工する場合も含め、3 月31日以前に旧省エネ法に基づく届出 を行うことが必要（旧省エネ法建築物 に係る届出等に関する省令第1条第1項 及び第2条第1項（平成28年11月30日改 正施行））
	確認申請 届出 着工 ● —▲—>□				
	確認申請 届出 着工 ● —▲—>□				
	③ 旧省エネ法に基づく届出が平成29年3月31日以前、確 認申請が平成29年4月1日以降の場合 3/31 4/1 4/21 4/22				確認申請が4月1日以降でも適合義務対象 外（法附則第7条第1項）
	届出 確認申請 着工 ▲ —●—>□				

5. その他注意事項

- 省エネ性能確保計画（適合性判定）・届出は建築物ごとに行います。建築基準法上の別棟の場合は、それぞれ別の建築物として扱います。
- 建築物エネルギー消費性能の評価は、増改築の場合でも、既存部分を含めた建築物全体で行う必要があります。
- 適合性判定及び届出の要否の判断のための面積の算定方法は、旧省エネ法とは異なります。
- 複合建築物の共用部分のうち、居住者と居住者以外の者のいずれもが利用する共用部分は、原則として、住宅部分（住宅共用部分を含む）と非住宅部分（非住宅共用部分を含む）のうち、床面積の大きい方の部分として扱います。（建築基準法での扱いとは異なる場合があります。）
- 評価に使用できる計算方法が変わりました。国立研究開発法人建築研究所の『建築物のエネルギー消費性能に関する技術情報』のページで利用できる計算プログラムのうち、Ver.1は使用できません。
- 届出書の様式が変わりました。また、省エネ性能確保計画、届出に添付する図書については、建築物省エネ法施行規則又は『建築物省エネ法に係る適合義務（適合性判定）・届出マニュアル』等で確認してください。
- 適合性判定は、所管行政庁（建築物の所在地を所管する特定行政庁）又は、建築物の所在地を業務区域とする登録建築物エネルギー消費性能判定機関（登録省エネ判定機関）が行います。
- 省エネ建築物大臣認定、性能向上計画認定、低炭素建築物認定は、適合性判定・届出に代えることができます。

6. 法令・マニュアル等

- 建築物省エネ法のページ（国土交通省）
http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html
- 建築物省エネ法に係る適合義務（適合性判定）・届出マニュアル（一般財団法人建築環境・省エネルギー機構、一般財団法人住宅性能評価・表示協会）
<https://krs.bz/kentikubutsu-shoeneho/m/shinsei-textdownload>（平成29年3月31日現在）
- 建築物のエネルギー消費性能に関する技術情報（国立研究開発法人建築研究所）
<http://www.kenken.go.jp/becc/index.html>